

電気需給約款（高圧）

実施日 2025年1月1日

目次

第1章 総則.....	1
第1条 適用	1
第2条 定義	1
第3条 本約款等の変更	3
第4条 単位および端数処理.....	3
第5条 実施細目	4
第2章 契約の申込み.....	4
第6条 契約の申込み.....	4
第7条 契約の成立、需給開始および契約期間	5
第8条 需要場所	6
第9条 契約の単位	6
第10条 供給の単位	6
第3章 料金およびその他条件	6
第11条 料金およびその他条件	6
第4章 料金の算定および支払い.....	6
第12条 料金の適用開始の時期.....	6
第13条 検針日	6
第14条 料金の算定期間	7
第15条 使用電力量の算定.....	7
第16条 料金の算定	7
第17条 日割計算	8
第18条 料金の支払義務および支払期日	8
第19条 料金その他の支払方法.....	9
第20条 延滞利息、保証金および契約超過金	9
第21条 工事費等の負担	11
第5章 使用および供給	11
第22条 適正契約の保持	11
第23条 力率の保持	11
第24条 供給の停止	12
第25条 供給の中止または使用の制限もしくは中止	12
第26条 供給停止等の期間中の料金	13
第27条 違約金	13
第28条 損害賠償の免責	13
第29条 設備の賠償	14
第6章 契約の変更および終了	14
第30条 契約の変更.....	14

第31条 名義の変更	14
第32条 お客さまからの契約の解約等	14
第33条 当社からの契約の解約および契約の終了	15
第34条 契約終了後の債権債務関係	16
第7章 お客さまの協力	17
第35条 用地提供にともなうお客さまの協力	17
第36条 立入りに関するお客さまの協力	17
第37条 電気の使用にともなうお客さまの協力	17
第38条 調査に関するお客さまの協力	17
第39条 保安に関するお客さまの協力	18
第40条 使用の制限または中止への協力	18
第41条 需給地点および施設	19
第42条 需給開始に至らないで契約を終了または変更される場合の費用の申受け	19
第43条 消費税法等改正の場合の取扱い	19
第44条 全般	19
第45条 反社会的勢力との関係排除	20
附則	21
第1条 本約款の実施期日	21
第2条 供給電圧と計量電圧が異なる場合の取扱い	21
第3条 供給電圧についての特別措置	21
第4条 本約款および標準料金表等の実施にともなう切り替え措置	21

第1章 総則

第1条 適用

この電気需給約款（高圧）（以下「本約款」といいます。）は山口グリーンエネルギー株式会社（以下「当社」といいます。）からの電気の供給を受けることを検討し、本約款に基づく申込みをされたお客さまに対して、当社が一般送配電事業者と締結した託送供給契約に係る託送供給等約款に基づき託送供給を受けて高圧で電気を供給するときの供給条件を定めたものです。以下、本約款および別途当社が定める標準料金表等（以下「標準料金表等」といいます。）を「本約款等」といいます。

第2条 定義

次の用語は、本約款等においてそれぞれ次の意味で使用いたします。

(1) 一般送配電事業者

電気事業法第2条第1項第9号に規定された一般送配電事業者であって、お客さまに対する電気の供給を行うために必要な託送供給契約を当社が締結する者をいいます。

(2) 小売電気事業者

電気事業法第2条第1項第3号に規定された小売電気事業者をいいます。

(3) 需給地点

当社がお客さまに電気の供給を行う地点をいいます。

(4) 高圧

標準電圧6,000ボルトをいいます。

(5) 電灯

白熱電球、けい光灯、ネオン管灯、水銀灯、LED灯等の照明用電気機器（付属装置を含みます。）をいいます。

(6) 小型機器

主として住宅、店舗、事務所等において单相で使用される電灯以外の低圧（標準電圧100ボルトまたは200ボルトをいいます。）の電気機器をいいます。ただし、急激な電圧の変動等により他のお客さまの電灯の使用を妨害し、または妨害するおそれがあり、電灯と併用できないものは除きます。

(7) 動力

電灯および小型機器以外の電気機器をいいます。

(8) 契約負荷設備

お客さまが契約上使用できる負荷設備をいいます。

(9) 契約受電設備

お客さまが契約上使用できる受電設備であって、受電電圧と同位の電圧を1次側電圧とする変圧器およびその2次側に施設される変圧器をいいます。

(10) 契約電力

お客さまが契約上使用できる最大電力（キロワット）をいいます。

(11) 最大需要電力

託送供給等約款に定める、30分ごとの需要電力の最大値であって、記録型計量器により計量される値をいいます。

(12) 力率

供給された電力のうち、有効に使用された電力の割合のことをいいます。

(13) 託送供給

電気事業法第2条第1項第6号に規定された託送供給をいいます。

(14) 託送供給契約

お客さまに対する電気の供給を行うために、託送供給等約款に従って当社が一般送配電事業者と締結する必要がある契約をいいます。

(15) 託送供給等約款

電気事業法第18条に規定された託送供給等約款（同条第2項ただし書に規定された認可があった場合には、当該認可を受けた料金その他の供給条件を含みます。）のうち一般送配電事業者に係るものをいいます。

(16) 電気需給契約

第7条（契約の成立、需給開始および契約期間）(1)に定める電気需給契約をいいます。

(17) 需給開始日

お客さまに電気の需給を開始する日として当社が定めた日をいいます。ただし、電気需給契約成立前に、当該電気需給契約に係る需要場所についてお客さまがいかなる小売電気事業者とも小売供給契約に係る契約関係がない状態で電気の使用を開始した場合には、当該電気の使用を開始した日とします。

(18) 再生可能エネルギー発電促進賦課金

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）第36条第1項に定める賦課金をいいます。

(19) 供給条件の説明

電気事業法第2条の13に定める料金その他の供給条件の説明をいいます。

(20) 契約締結前の書面交付

電気事業法第2条の13に定める料金その他の供給条件が記載された書面の交付をいいます。

(21) 契約締結後の書面交付

電気事業法第2条の14に定める料金その他の供給条件等が記載された書面の交付をいいます。

(22) 消費税等相当額

消費税法第28条第1項および第29条の規定により課される消費税ならびに地方税法第72条の82および第72条の83の規定により課される地方消費税に相当する金

額（他の法令により課されるこれらに準ずるものを含みます。）をいいます。

(23) 消費税率

消費税等相当額の、消費税法および地方税法の規定により課される消費税および地方消費税（他の法令により課されるこれらに準ずるものを含みます。）の課税標準に対する割合をいいます。

第3条 本約款等の変更

- (1) 当社は、お客さまの一般の利益に適合する場合の他、託送供給等約款が改定された場合、関連法令・条例・規則等が改正された場合、経済情勢の変更が生じた場合、その他当社が必要と判断した場合に、お客さまの承諾を得ることなく、本約款等を変更することがあります。この場合、電気の供給条件は変更後の本約款等によります。

なお、当社は、本約款等を変更する際には、当社ホームページへの掲載、電子メールの送付、書面の交付、その他当社が適当と判断した方法（以下「当社が適当と判断した方法」といいます。）により、あらかじめ本約款等を変更する旨、変更後の本約款等の内容および変更の効力発生日を周知するものとし、その変更の効力は当該効力発生日において生じるものといたします。

- (2) 本約款等または電気需給契約の変更にとまなう供給条件の説明および契約締結前の書面交付および契約締結後の書面交付は、(3)に定める場合を除き、以下のとおり行うことについてあらかじめ承諾していただきます。

イ 供給条件の説明および契約締結前の書面交付を行う場合は、当社が適当と判断した方法により行い、説明および記載を要する事項のうち当該変更をしようとする事項のみを説明し、記載いたします。

ロ 契約締結後の書面交付を行う場合には、当社が適当と判断した方法により行い、当社の名称および住所、お客さまとの契約年月日、供給地点特定番号ならびに当該変更をした事項を記載いたします。

- (3) 本約款等または電気需給契約の変更が、法令の制定または改廃にとまなう当然必要とされる形式的な変更その他の実質的な変更をとまなわない内容である場合には、供給条件の説明および契約締結前の書面交付については、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項の概要のみを書面を交付することなく説明することおよび契約締結後の書面交付をしないことについてあらかじめ承諾していただきます。

第4条 単位および端数処理

本約款等において料金その他を計算する場合の単位およびその端数処理は、次のとおりといたします。

- (1) 契約負荷設備または契約受電設備の個々の容量の単位は、1ワット（W）または

- 1ボルトアンペア（VA）とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- (2) 契約電力および最大需要電力の単位は、1キロワット（kW）とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。ただし、0.5キロワット未満となる場合は、契約電力を1キロワットといたします。
 - (3) 使用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。
 - (4) 力率の単位は、1%とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。
 - (5) 料金その他の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は切り捨てます。

第5条 実施細目

本約款等の実施上必要な細目的事項は、本約款等の趣旨に則り、そのつどお客さまと当社との協議によって定めます。

第2章 契約の申込み

第6条 契約の申込み

- (1) お客さまが当社から高圧での電気の供給を希望される場合は、あらかじめ本約款等を承諾のうえ、当社が指定する様式により申込みをしていただきます。
- (2) お客さまは、(1)に基づき申込みをすることにより、本約款第7章に定めるものの他、次の事項についてあらかじめ承諾したものとみなします。
 - イ 一般送配電事業者の託送供給等約款に定められている需要者に関する事項を遵守すること
 - ロ 当社が、一般送配電事業者から、電気需給契約および託送供給契約に必要なお客さまの情報の提供を受けること
- (3) 契約負荷設備、契約受電設備および契約電力については、1年間を通じての最大の負荷を基準として、お客さまから申し出ていただきます。この場合、あらかじめ需給開始日から1年間における電気の使用計画を書面により申し出ていただきます。
- (4) 新たに電気を使用される場合で、需給開始日からの1年間を通じての最大の負荷で契約することが適当でないと認められるときは、需給開始日から1年間に限り、段階的に契約電力を増加することができます。この場合、あらかじめ需給開始日から1年間における電気の使用計画を書面により申し出ていただきます。
- (5) 供給設備の工事を要する場合は、用地事情等により供給開始までに長期間を要することがあるため、あらかじめ一般送配電事業者に対して供給設備の状況等

について照会していただき、申込みをしていただきます。

第7条 契約の成立、需給開始および契約期間

- (1) お客さまが前条に従って申込みをし、当社が、お客さまからの申込みを承諾した場合、当該承諾の時点で、当社とお客さまとの間に、本約款等の定める条件による電気需給契約が成立するものといたします。ただし、需給開始日が当該承諾の時点以前である場合には、需給開始日に電気需給契約が成立したものとみなします。なお、第3条（本約款等の変更）に従って、本約款等が変更された場合、電気需給契約の条件は変更後の本約款等の条件に変更されるものといたします。
- (2) お客さまが希望される場合または当社が必要とする場合は、電気の需給に関する必要な事項について、電気需給契約書を作成いたします。(1)にかかわらず、電気需給契約書を作成する場合には、当社とお客さまとの間で当該電気需給契約書を締結したときに電気需給契約が成立するものといたします。
- (3) 当社は、法令、電気の需給状況、供給設備の状況、用地事情、当社の設定する与信基準、お客さまによる料金の支払状況（既に消滅しているものを含み、当社および当社の媒介、代理または取次ぎを業として行う者との他の契約の料金支払債務その他の債務が支払期日（第18条（料金の支払義務および支払期日）(3)に定義いたします。）を経過してもなお支払われない場合を含みます。）その他の理由により、やむをえないと判断する場合には、申込みの全部または一部をお断りすることがあります。
- (4) 当社は、お客さまとの電気需給契約が成立した場合には、一般送配電事業者および広域的運営推進機関等と実施する電気の需給開始に必要な手続を経たのちに、お客さまと協議して定めた需給開始日に電気の供給を開始いたします。
- (5) 当社は、天候、一般送配電事業者による用地交渉、停電交渉等の事情によるやむをえない理由によって、あらかじめ定めた需給開始日に電気を供給できないことがあります。この場合、当社とお客さまは、あらためて協議のうえ、需給開始日を定めて電気を供給いたします。
- (6) お客さまと当社との間で書面による別段の定めがある場合を除き、契約期間は次によります。
 - イ 契約期間は、電気需給契約が成立した日から、料金適用開始の日以降当該日の属する年度の終了日までといたします。なお、「年度」とは毎年4月1日から翌年3月31日までの期間を意味するものといたします。
 - ロ 契約期間満了に先だって、お客さままたは当社から別段の意思表示がない場合、電気需給契約は、契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものといたします。
- (7) (6)ロに基づき電気需給契約がその契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続さ

れる場合、契約締結後の書面交付については、当該書面に、当社の名称および住所、お客さまとの契約年月日、更新後の新たな契約期間ならびに供給地点特定番号を記載すれば足りるものとするについて、あらかじめ承諾していただきます。

第8条 需要場所

電気需給契約における需要場所は、託送供給等約款に定義される需要場所と同一といたします。

第9条 契約の単位

当社は、次の場合を除き、1需要場所について1契約種別を適用して、1電気需給契約を結びます。

- (1) 1需要場所において、次の1または2以上の契約種別とこれ以外の1契約種別とをあわせて契約する場合
臨時電力、自家発補給電力のうちの1契約種別、予備電力
- (2) 災害による被害を防ぐための措置、温室効果ガス等の排出の抑制等のための措置、または電気工作物の設置および運用の合理化のための措置その他の電気の使用上の利益に資する措置にともない、お客さまからの申出がある場合で、一般送配電事業者が技術上、保安上認めたとき

第10条 供給の単位

当社は、次の場合を除き、1電気需給契約につき、1供給電気方式、1引込みおよび1計量をもって電気を供給いたします。

- (1) 共同引込線（複数の電気需給契約に対して、1引込みにより電気を供給するための引込線をいいます。）による引込みで電気を供給する場合
- (2) その他技術上、経済上やむをえない場合

第3章 料金およびその他条件

第11条 料金およびその他条件

料金・供給条件・供給電圧および周波数・契約電力等に関する事項は、標準料金表等に定めます。

第4章 料金の算定および支払い

第12条 料金の適用開始の時期

料金は、需給開始日より適用いたします。

第13条 検針日

- (1) 検針は、託送供給等約款に定めるところにより、一般送配電事業者が実施するものいたします。
- (2) 月ごとの検針日は、託送供給等約款の規定に基づき、一般送配電事業者が決定いたします。
- (3) 一般送配電事業者が、託送供給等約款の規定に基づき、月ごとの検針を行わないものとした場合には、一般送配電事業者が別途定める電気の検針日に検針を行ったものいたします。

第14条 料金の算定期間

料金の算定期間は、託送供給等約款に定める計量期間または検針期間等（以下「計量期間等」といいます。）といたします。ただし、電気の供給を開始し、お客さまが特別の事情により需給地点を消滅させ、または電気需給契約が終了した場合の料金の算定期間は、開始日から開始日を含む計量期間等の終期までの期間、直前に終了した計量期間等の終期の翌日から当該需給地点の消滅の日の前日までの期間または最後の計量期間等の始期から終了日の前日までの期間といたします。なお、特別の事情があり、当該需給地点の消滅の日以降に計量値の確認を行った場合は、当該確認の日までの期間といたします。

第15条 使用電力量の算定

- (1) 使用電力量の算定は、一般送配電事業者が需給地点ごとに取り付けた記録型計量器により供給電圧と同位の電圧で、30分単位で計量いたします。ただし、記録型計量器でない計量器が設置されている場合、託送供給等約款に定める記録型計量器以外の計量器で計量する場合の方法により計量するものいたします。
- (2) 料金の算定期間の使用電力量は、30分ごとの使用電力量を、需給地点ごとに、料金の算定期間において合計した値といたします。
- (3) 当社は、需給地点ごとの計量の結果に関し、お客さまに対して、当社が確認した後遅滞なく、各月ごとに通知いたします。
- (4) 技術上、経済上やむをえない場合等特別の事情がある場合は、一般送配電事業者は計量器を取り付けないことがあります。
- (5) 計量器の故障等によって一般送配電事業者が使用電力量を正しく計量できなかった場合その他何らかの理由により計量を行うことができなかった場合には、当社が、託送供給等約款の規定に基づき料金の算定期間の使用電力量を定めるものいたします。

第16条 料金の算定

- (1) 料金は、本約款等に基づき算定いたします。
- (2) 料金は、次の場合を除き、料金の算定期間を1月として算定いたします。

- イ 電気の需給を開始し、もしくは電気需給契約が終了した場合、または託送供給等約款に定めるところにより、一般送配電事業者が電気の供給を再開し、もしくは停止した場合
- ロ 契約電力、供給電圧等を変更したことにより料金に変更があった場合

第17条 日割計算

- (1) 当社は、前条(2)イまたはロに基づき、需給開始日から初回の計量期間等の終期まで、もしくは電気需給契約終了日の直前に終了した計量期間等の終期の翌日から終了日までの日数、または直前に終了した計量期間等の終期の翌日から前条(2)ロに定める変更が生じた日の前日まで、もしくは前条(2)ロに定める変更が生じた日の後最初に到来する計量期間等の終期までの日数（以下「日割計算対象日数」といいます。）が計量期間等の日数を下回るときは、次のとおり1月の料金を計算いたします。
 - イ 基本料金は、以下の計算式により計算いたします。
1月の基本料金（ただし、当社が割引料金を定めたときには、割引料金適用後の額）×（日割計算対象日数／計量期間等の日数）
 - ロ 電力量料金（ただし、当社が割引料金を定めたときには、割引料金適用後の額）および再生可能エネルギー発電促進賦課金は、日割計算の対象となる期間ごとの実際の使用電力量により計算いたします。
- (2) (1)イに定める場合において日割計算をするときは、日割計算対象日数には、電気の供給の開始日および再開日を含み、停止日および電気需給契約の終了日を除きます。また、(1)ロに定める場合において日割計算をするときは、変更後の料金は、変更のあった日から適用いたします。
- (3) 当社が日割計算をする場合には、必要に応じてそのつど使用電力量の計量値の確認をいたします。

第18条 料金の支払義務および支払期日

- (1) お客様の料金の支払義務は、毎月の検針日に発生いたします。ただし、電気需給契約が終了した場合は、終了日に支払義務が発生するものといたします。
- (2) お客様の料金は、(3)に定める支払期日までにお支払いいただきます。
- (3) 支払期日は、次の場合を除き、支払義務発生日の翌日から起算して30日目といたします。
 - イ お客様と当社との協議によって当社が継続して他の需要場所の料金と一括して請求することを決定した場合、支払期日は、一括して請求する料金のうちその月で最後に支払義務が発生する料金の支払義務発生日の翌日から起算して30日目といたします。
 - ロ 支払期日が日曜日または銀行法第15条第1項に規定する政令で定める日（以

下「銀行休業日」といいます。)に該当する場合、支払期日は、その後最初に到来する日曜日および銀行休業日以外の日といたします。

- ハ 当社が支払期日を別途指定した場合、支払期日は、当社が指定した日といたします。ただし、指定する支払期日は、支払義務発生日の翌日から起算して30日目以降といたします。

第19条 料金その他の支払方法

- (1) 料金については毎月、工事費等(第21条(工事費等の負担)(1)に定めるものをいいます。)その他の金銭債務についてはそのつど、当社が指定した次のいずれかの方法により、お支払いいただきます。

- イ お客さまが指定する口座から当社の口座へ毎月継続して料金を振り替える方法

この場合、お客さまから、当社に対し、当社が指定した様式によりあらかじめ申し出ていただきます。

- ロ お客さまが料金を当社が指定した金融機関等を通じて払込みにより支払う方法

この場合、当社が指定した様式によって払込みを行っていただきます。

- (2) お客さまが、料金を(1)イの方法により支払われる場合は、料金がお客さまの指定する口座から引き落とされたとき、(1)ロの方法により支払われる場合は、その金融機関等に払い込まれたときに、それぞれ当社に対する支払いがなされたものといたします。
- (3) 料金は、支払義務の発生した順序でお支払いいただきます。

第20条 延滞利息、保証金および契約超過金

- (1) 延滞利息

- イ お客さまが、料金を支払期日までにお支払いされない場合には、支払期日の翌日より実際にお支払いされた日までの経過日数に応じて、延滞利息を申し受けます。

- ロ 延滞利息は、以下の計算式に従い計算いたします。なお、年率の計算については、閏年を含む期間についても、年間365日として計算するものといたします。消費税等相当額の単位は1円とし、その端数は、切り捨てます。

$$A = (B - C - D) \times \text{年率 } 10\%$$

A：延滞利息

B：算定の対象となる料金

C：算定の対象となる料金の消費税等相当額－再生可能エネルギー発電促進賦課金相当額×消費税率／(100＋消費税率)

D：再生可能エネルギー発電促進賦課金相当額

- ハ 延滞利息は、お客さまが延滞利息の算定の対象となる料金を支払われた直後に支払義務が発生する料金とあわせてお支払いいただきます。ただし、直後に支払義務が発生する料金へ合算することができない場合には、その次に支払義務が発生する料金とあわせてお支払いいただきます。

(2) 保証金

- イ 当社は、お客さまが次のいずれかに該当する場合には、供給の開始もしくは再開に先だって、または供給の継続の条件として、当社が予想する月額料金の料金（以下「予想月額料金」といいます。）の3か月分に相当する金額を超えない範囲で保証金を預けていただくことがあります。
 - （イ）お客さまが支払期日を過ぎてもなお料金を支払われないとき
 - （ロ）新たに電気需給契約を申込み、または契約電力等を増加される場合で、次のいずれかに該当するとき
 - ① 電気需給契約と同時にまたは関連して締結した他の契約（既に終了しているものを含み、以下「関連契約」といいます。）に基づきお客さまが当社に対して負担する金銭債務（以下「関連債務」といいます。）を相当の期日が過ぎてもなお支払わない場合
 - ② 支払期日を過ぎてもなお料金または関連債務が支払われないことが見込まれる場合
 - （ハ）当社が審査した結果、与信上懸念があると認められた場合
 - （ニ）その他、お客さまが第33条（当社からの契約の解約および契約の終了）(1)イからルに定める事由に該当するとき
- ロ 予想月額料金の算定の基準となる使用電力量は、お客さまの負荷率、操業状況等を勘案して算定いたします。
- ハ 当社は、保証金の預かり期間を2年以内で設定いたします。
- ニ 当社は、預かり期間の終了までに、保証金の預かり期間を延長することを当社がお客さまに通知した場合を除き、当社が保証金をお客さまから預けていただいた日から2年経過した日に、当該日において当社が電気需給契約または関連契約に基づいてお客さまに対して有する債権相当額を差し引いた金額をお客さまに返還します。
- ホ 当社は、電気需給契約が終了した場合またはお客さまが支払期日を経過してもなおお支払いいただけなかった場合には、保証金をお客さまの支払額に充当いたします。また、あらためて(2)によって算定した金額と充当後の残額との差額の保証金を預けていただくことがあります。
- ヘ 当社は、保証金について利息を付しません。
- ト 当社は、保証金預かり期間満了前であっても、電気需給契約が終了した場合には保証金をお返しいたします。ただし、ホにより支払額に充当した場合は、その残額をお返しいたします。

(3) 契約超過金

- イ お客さまが契約電力を超えて電気を使用された場合には、当社の責めに帰すべき事由による場合を除き、当社は、契約超過電力にお客さまに適用される基本料金の値を乗じて計算される金額をその1月の力率により割引または割増ししたものの1.5倍に相当する金額を、契約超過金として申し受けます。この場合、契約超過電力は、その1月の最大需要電力から契約電力を差し引いた値といたします。
- ロ 契約超過金は、契約電力を超えて電気を使用された月の料金の支払期日までに、当該月の料金とあわせてお支払いいただきます。

第21条 工事費等の負担

- (1) 次のいずれかの事由により、当社が一般送配電事業者から工事費負担金（以下「工事費負担金」といいます。）その他の費用等（以下、工事費負担金を含めて「工事費等」といいます。）の負担または精算を求められたときは、当社はお客さまに工事費等を負担していただきます。なお、工事費等およびその支払期限は託送供給等約款の定めに従い、一般送配電事業者が算出した金額をもとに当社にて決定するものといたします。
 - イ お客さまが新たに電気を使用し、または契約電力等を増加される場合
 - ロ イにともない新たに配電設備もしくは特別供給設備を設置する場合、またはお客さまの希望によって供給設備を変更する場合
 - ハ お客さまが、契約電力等を新たに設定し、または増加した日から1年に満たないでこれを消滅させ、または契約電力等を減少させる場合
 - ニ お客さまの都合に基づく事情により工事費等の負担または精算を求められた場合
 - ホ その他、お客さまに工事費等を負担していただくことが適当である場合
- (2) 一般送配電事業者から、工事完成后、工事着手前にお支払いいただいた工事費等と、実際の工事費等に差額が生じ、一般送配電事業者から精算を求められた場合には、その差額をお客さまにお支払いいただきます。

第5章 使用および供給

第22条 適正契約の保持

当社が、一般送配電事業者から、接続供給契約が電気の使用状態に比べて不適當であるとして、接続供給契約を適正なものに変更することを求められた場合など、当社とお客さまとの電気需給契約が電気の使用状態に比べて不適當と認められる場合には、すみやかに電気需給契約を適正なものに変更していただきます。

第23条 力率の保持

- (1) 需要場所の負荷の力率は、託送供給等約款に定めるところにより、原則として、85%以上に保持していただきます。ただし、お客さまが(2)に従って進相用コンデンサを取り付けない場合には、当社が一般送配電事業者と協議のうえ定めた力率以上に保持していただくものといたします。
- (2) お客さまが進相用コンデンサを取り付ける場合は、それぞれの電気機器ごとに取り付けていただきます。ただし、やむをえない事情によって、2以上の電気機器に対して一括して取り付ける場合は、進相用コンデンサの開放により、軽負荷時の力率が進み力率とならないようにしていただきます。なお、進相用コンデンサは、一般送配電事業者の託送供給等約款に定める基準に沿って取り付けていただきます。

第24条 供給の停止

- (1) 託送供給等約款に基づき一般送配電事業者が託送供給を停止した場合には、当社からお客さまに対する電気の供給が停止されることがあります。
- (2) お客さまが次のいずれかに該当し、当社がその旨を警告しても改めない場合には、一般送配電事業者が、当社の求めに応じ、そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。
 - イ 電気工作物の改変等によって不正に電気を使用された場合
 - ロ 契約負荷設備または契約受電設備以外の負荷設備または受電設備によって電気を使用された場合
 - ハ 当社または当社委託先の需要場所等への立入りによる業務の実施を正当な理由なく拒否された場合
 - ニ お客さまが電気需給契約または本約款等に違反した場合

第25条 供給の中止または使用の制限もしくは中止

次の場合には、一般送配電事業者の判断に基づき、お客さまに対する電気の供給が中止され、またはお客さまによる電気の使用が制限され、もしくは中止されることがあります。

- (1) 一般送配電事業者が、その維持および運用する供給設備について使用を制限または中止した場合
- (2) 一般送配電事業者の供給設備に故障が生じ、または故障が生ずるおそれがある場合
- (3) 一般送配電事業者による供給設備の点検、修繕、変更その他の工事上やむをえない場合
- (4) 非常変災の場合
- (5) 託送供給等約款に基づき必要がある場合
- (6) その他需給上または保安上必要がある場合

第26条 供給停止等の期間中の料金

第24条（供給の停止）または第25条（供給の中止または使用の制限もしくは中止）により電気の供給が停止等された場合であっても、当社は、当社の責めに帰すべき事由による場合を除き、その停止等が行われていた期間中についても、電気の供給がなされていたものとみなして料金を算定いたします。

第27条 違約金

- (1) 第24条（供給の停止）(2)イおよびロに定める場合その他お客さまが不正に料金の全部または一部の支払いを免れた場合には、当社は、その免れた金額の3倍に相当する金額を、電気需給契約に基づく違約金としてお客さまより申し受けます。
- (2) お客さまの責めに帰すべき事由により、当社が、託送供給等約款の違約金に係る定めに基づき一般送配電事業者から違約金を請求された場合は、当該違約金の金額をもとに当社にて決定した金額を、電気需給契約に基づく違約金としてお客さまより申し受けます。

第28条 損害賠償の免責

- (1) 第25条（供給の中止または使用の制限もしくは中止）によって電気の供給が中止され、または電気の供給が制限され、もしくは中止された場合で、それが当社の責めに帰すべき事由によらないものであるときには、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。
- (2) 第24条（供給の停止）に基づき電気の供給が停止された場合、または第32条（お客さまからの契約の解約等）および第33条（当社からの契約の解約および契約の終了）によって電気需給契約を解約した場合もしくは電気需給契約が終了した場合には、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。
- (3) 漏電その他の事故が生じた場合で、それが当社の責めに帰すべき事由によらないものであるときには、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。
- (4) その他当社の責めに帰すべき事由によらない理由（一般送配電事業者の責めに帰すべき事由による場合を含みます。）によりお客さまに損害が生じた場合、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。
- (5) 次に定める不可抗力（以下「不可抗力」といいます。）によって当社による電気需給契約の違反が生じた場合、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。
イ 地震等の天災地変、疫病・伝染病・感染症の流行が起きた場合

- ロ 戦争、暴動、内乱等、平時の社会生活の営みを困難にする非常事態が生じた場合

第29条 設備の賠償

お客さまが故意または過失によって、一般送配電事業者の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または亡失した場合は、その設備について一般送配電事業者より当社に請求のあった金額その他一般送配電事業者への賠償に要する費用をお支払いいただきます。

第6章 契約の変更および終了

第30条 契約の変更

お客さまが契約種別または契約電力等の電気需給契約の変更を希望される場合は、当社が指定する様式により申込みをしていただき、当社がそれを承諾したときに、電気需給契約の内容が変更されるものといたします。なお、需給開始日または契約種別を変更した日から1年に満たないお客さまについては、他の契約種別に変更することはできません。

第31条 名義の変更

合併その他の原因によって、新たなお客さまが、それまで電気の供給を受けていたお客さまの電気需給契約にかかる契約上の地位および権利義務のすべてを承継することを希望される場合は、当社が指定する様式により、名義の変更の申込みをしていただき、当社がそれを承諾したときに、電気需給契約の名義が変更され、権利義務のすべてが承継されるものといたします。

第32条 お客さまからの契約の解約等

- (1) お客さまが電気需給契約の解約を希望する場合は、あらかじめ解約を希望する日（以下「解約希望日」といいます。）を定め、解約希望日の3か月前までに、当社が指定する方法により、当社に申し込みいただきます。当社はお客さまからの申込みをもとに解約および電気の供給を終了させるために必要な措置を行います。この場合、当該解約の申込みに記載の解約希望日を解約日といたします。ただし、お客さまが当該解約の申込みより前に電気の使用を廃止していた場合は、当社が当該解約の申込みを受領した日を解約日といたします。また、当社の責めに帰すべき事由によらない理由（不可抗力の場合を除きます。）により、供給を終了させるための措置ができない場合は、供給を終了させるための措置が可能となった日を解約日といたします。
- (2) お客さまが(1)に基づき当社との電気需給契約を解約し、新たに他の小売電気事業者から電気の供給を受ける場合には、お客さまの責任で、新たな小売電気事

業者に対し契約の申込みをしていただきます。当社は、当該小売電気事業者からの依頼を受け、お客さまと当社との電気需給契約を解約するために必要な措置を行います。この場合、お客さまと当社の電気需給契約は、新たな小売電気事業者からお客さまへの電気の供給が開始される日の前日をもって解約されるものいたします。

- (3) 次のイまたはロに定める事由に該当する場合には、直ちに、イまたはロにそれぞれ定める精算金をお客さまにお支払いいただきます。なお、当社は、託送供給等約款に定めるところにより、一般送配電事業者から工事費等の精算に係る請求を受けた場合は、別途、お客さまから工事費等の金額を申し受けます。

イ 事由：需給開始日、契約種別の変更または契約電力等を増加した（以下、(3)において「需給開始等」といいます。）日から1年未満で電気需給契約を解約した場合（第33条（当社からの契約の解約および契約の終了）に基づき当社が電気需給契約を解約した場合または電気需給契約が終了した場合を含みます。）

精算金：需給開始等から電気需給契約の解約までの期間に係る基本料金、電力量料金（燃料費等調整額による調整は行わないものいたします。）の合計額の20%に相当する額

ロ 事由：需給開始等の日から1年未満で契約電力等を減少された場合

精算金：需給開始等の日から、契約電力等を減少された日の前日までの期間において、減少された日以降の契約電力等を上回る契約電力等に相当する基本料金、電力量料金（燃料費等調整額による調整は行わないものいたします。）の合計額の20%に相当する額（なお、かかる期間における使用電力量は、減少後の契約電力等を上回る契約電力分と残余分の比であん分するものいたします。）

第33条 当社からの契約の解約および契約の終了

- (1) お客さまが次のいずれかに該当する場合、当社は、解約の日の15日前までに通知のうえ、お客さまとの電気需給契約を解約することができるものとし、当該解約によって、お客さまは当社に対して負担する一切の債務につき期限の利益を失うものとし、直ちに当該債務の全額を一括弁済していただきます。

イ 託送供給等約款によって一般送配電事業者に電気の供給を停止された場合において、お客さまが、当社または一般送配電事業者の定めた期日までにその理由となった事実を解消されないとき

ロ 支払期日を経過してもなお、料金（既に消滅している他の電気需給契約を含みます。）を支払われない場合

ハ 電気需給契約によって支払いを要する料金以外の債務（延滞利息、違約金その他電気需給契約または本約款等から生じる金銭債務をいいます。）を

- 支払われない場合
- ニ 契約された用途以外の用途に電気を使用され、当社がその旨を警告しても改めない場合
 - ホ 当社への事前の連絡なくして、需要場所から移転され、電気を使用されていないと判断した場合
 - ヘ 電気工作物の改変等によって不正に電気を使用された場合
 - ト 契約負荷設備または契約受電設備以外の負荷設備または受電設備によって電気を使用された場合
 - チ 当社または当社委託先の需要場所等への立入りによる業務の実施を正当な理由なく拒否された場合
 - リ 振出し、引受け、裏書きした手形または小切手について銀行取引停止処分を受ける等支払停止状態に陥った場合
 - ヌ 破産、特別清算、民事再生、会社更生もしくはこれらに類する法的手続の申立てを受けまたは自らこれらの申立てを行った場合
 - ル その他、電気需給契約、本約款等、託送供給等約款または法令等に違反した場合で、当社がその旨を警告しても直ちに改めない場合
- (2) お客さまが次のいずれかに該当した場合において、一般送配電事業者から託送供給を停止されたときまたはそのおそれがあるときは、当社は、解約の日の15日前までに通知のうえ、お客さまとの電気需給契約を解約することができるものとし、当該解約によって、お客さまは当社に対して負担する一切の債務につき期限の利益を失うものとし、直ちに当該債務の全額を一括弁済していただきます。
- イ お客さまの責めに帰すべき事由により、保安上の危険が生じた場合
 - ロ 需要場所内の一般送配電事業者の電気工作物を故意に損傷し、または亡失して、一般送配電事業者に重大な損害を与えた場合
 - ハ 一般送配電事業者に無断で一般送配電事業者の供給設備とお客さまの電気設備との接続を行った場合
 - ニ 電気工作物の改変等によって不正に一般送配電事業者の電線路を使用、または電気を使用された場合
 - ホ 本約款第7章に定めるお客さまの協力義務に違反した場合
- (3) お客さまが、(1)による通知をすることなく、その需要場所から移転され、電気を使用されていないことが明らかな場合には、一般送配電事業者が供給を終了させるための措置を行った日に、お客さまと当社の電気需給契約は当然に終了するものといたします。

第34条 契約終了後の債権債務関係

電気需給契約の契約期間中の料金その他の債権債務は、電気需給契約の終了によっ

ては消滅いたしません。

第7章 お客様の協力

第35条 用地提供にともなうお客様の協力

お客様は、一般送配電事業者が施設または所有する供給設備の工事および維持のために必要な用地の確保等について協力するものといたします。

第36条 立入りに関するお客様の協力

一般送配電事業者は、当社が電気需給契約の遂行上必要と認めるとき、または一般送配電事業者が託送供給等約款に定める業務を遂行する過程で必要と認めるときは、託送供給等約款に基づき、お客様の承諾を得てお客様の土地または建物に立ち入ることができます。この場合には、正当な理由がない限りお客様には立入りおよび業務の実施を承諾していただきます。なお、お客様のお求めに応じ係員は所定の証明書を提示いたします。

第37条 電気の使用にともなうお客様の協力

- (1) お客様の電気の使用により、次のいずれかの原因により第三者の電気の使用を妨害し、もしくは妨害するおそれがある場合、または一般送配電事業者の電気工作物に支障を及ぼし、もしくは支障を及ぼすおそれがある場合には、お客様の負担で、必要な調整装置または保護装置を需要場所に施設していただきます。特に必要がある場合には、お客様の負担で、一般送配電事業者が、供給設備を変更または専用供給設備を施設いたします。

イ 負荷の特性によって各相間の負荷が著しく平衡を欠く場合

ロ 負荷の特性によって電圧または周波数が著しく変動する場合

ハ 負荷の特性によって波形に著しいひずみを生ずる場合

ニ 著しい高周波または高調波を発生する場合

ホ その他イ、ロ、ハまたはニに準ずる場合

- (2) お客様が発電設備を一般送配電事業者の供給設備に電氣的に接続して使用される場合は、(1)に準ずるものといたします。また、この場合は、法令で定める技術基準（以下「技術基準」といいます。）、一般送配電事業者が定める系統連系に関する契約要綱等、その他の法令等に従い、一般送配電事業者の供給設備の状況等を勘案して技術上適当と認められる方法によって接続していただきます。

第38条 調査に関するお客様の協力

- (1) お客様が電気工作物の変更の工事を行った場合には、その工事が完成したとき、すみやかにその旨を一般送配電事業者または経済産業大臣の登録を受けた

調査機関（以下「登録調査機関」といいます。）に通知していただきます。

- (2) お客様の電気工作物が技術基準に適合しているかどうかについては、法令で定めるところにより、一般送配電事業者または一般送配電事業者が業務の全部または一部の委託を行った登録調査機関により調査が行われます。この場合、お客様は、一般送配電事業者または登録調査機関から必要があるとして電気工作物の配線図の提示を求められた場合には、電気工作物の配線図を提示していただきます。なお、お客様は、一般送配電事業者または登録調査機関の係員に対し、所定の証明書の提示を求めることができます。

第39条 保安に関するお客様の協力

- (1) 需給地点に至るまでの供給設備および計量器等需要場所内の一般送配電事業者の電気工作物については、託送供給等約款に従い一般送配電事業者が保安の責任を負います。
- (2) 次の場合には、お客様は、すみやかにその旨を一般送配電事業者に通知するものといたします。
 - イ お客様が、一般送配電事業者の電気工作物に異常もしくは故障があり、または異常もしくは故障が生ずるおそれがあると認めた場合
 - ロ お客様が、お客様の電気工作物に異常もしくは故障があり、または異常もしくは故障が生ずるおそれがあり、それが一般送配電事業者の設備に影響を及ぼすおそれがあると認めた場合
- (3) お客様が一般送配電事業者の電気工作物に直接影響を及ぼすような物件（発電設備を含みます。）の設置、変更または修繕工事をされる場合、お客様は、あらかじめその内容を当社に通知するものといたします。また、物件の設置、変更または修繕工事をされた後、その物件が一般送配電事業者の電気工作物に直接影響を及ぼすこととなった場合、お客様は、すみやかにその内容を一般送配電事業者に通知するものといたします。これらの場合において、保安上特に必要があるときには、一般送配電事業者からの要請により、お客様にその内容を変更していただくことがあります。
- (4) 一般送配電事業者は、必要に応じて、電気の供給に先だち、受電電力をしゃ断する開閉器の操作方法等について、お客様と協議を行うものといたします。
- (5) 当社が、一般送配電事業者からの要請または託送供給等約款に基づき、保安等の目的でお客様に協力を求めた場合、お客様は、設備・場所・物品の提供その他必要な協力を無償で行うものといたします。

第40条 使用の制限または中止への協力

第25条（供給の中止または使用の制限もしくは中止）に基づきお客様による電気の使用が制限または中止される場合、お客様は、当社の要請に従い必要な協力を行

うものいたします。

第8章 その他

第41条 需給地点および施設

- (1) 電気の需給地点は、一般送配電事業者の電線路または引込線とお客さまの電気設備との接続点といたします。
- (2) 需給地点に至るまでの供給設備は、一般送配電事業者の所有とし、お客さまが工事費等として一般送配電事業者に支払う金額を除き、一般送配電事業者の負担で施設いたします。
- (3) 付帯設備（お客さまの土地または建物に施設される供給設備を支持し、または収納する工作物およびその供給設備の施設上必要なお客さまの建物に付合する設備をいいます。）は、原則として、お客さまの所有とし、お客さまの負担で施設していただきます。この場合には、一般送配電事業者が付帯設備を無償で利用できるものいたします。
- (4) その他の供給方法および工事は、託送供給等約款に定めるところによるものいたします。

第42条 需給開始に至らないで契約を終了または変更される場合の費用の申受け

供給設備の一部または全部を施設した後、お客さまの都合によって需給開始に至らないで電気需給契約を終了または変更される場合は、一般送配電事業者から当社が請求された費用をお客さまにお支払いいただきます。なお、この場合には、実際に供給設備の工事を行わなかったときであっても、測量・監督等に費用を要したときは、その実費をお支払いいただきます。

第43条 消費税法等改正の場合の取扱い

消費税法、地方税法その他の改正等により、消費税および地方消費税の消費税率に変更が生じた場合、当社は、変更後の消費税率に基づき計算した消費税等相当額に基づく料金を、お客さまから申し受けます。

第44条 全般

- (1) 本約款等は、日本法に準拠して解釈されるものいたします。
- (2) 本約款等または電気需給契約から生じ、または関連するいかなる裁判上の紛争についても、山口地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所といたします。
- (3) 本約款等のいずれかの条項が法改正などにより法律に違反する状態になった場合または法律に違反すると判断された場合であっても、当該条項および当該条項に基づく当社の行為は、効力のある本約款等の他の条項の趣旨を考慮するなどして、できる限り無効とならないように解釈するものいたします。

- (4) 本約款等のいずれかの条項が無効と判断された場合においても、当該条項部分のみが無効となり、本約款等の他の条項の有効性には影響を及ぼさないものといたします。
- (5) お客さまが本約款等に違反したことに對し、当社が本約款等上の權利をすぐに行使しなかった場合であっても、そのことは当該違反または別の違反もしくはその後の違反について、当社の權利を放棄するものではありません。

第45条 反社会的勢力との関係排除

- (1) お客さまおよび当社は、相手方に対し、自らが次のイからホに定める事項に該当しないことを保証するものといたします。
 - イ 自己または自己の役員が反社会的勢力（平成19年6月19日付犯罪対策閣僚会議発表の『企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針』に定義する「反社会的勢力」をいいます。以下同じ。）であること、または反社会的勢力であったこと
 - ロ 自己または自己の役員が、自己の不当な利得その他目的の如何を問わず、反社会的勢力の威力等を利用してしていると認められること
 - ハ 自己または自己の役員が反社会的勢力に対して資金を提供するなど、反社会的勢力の維持運営に協力していると認められること
 - ニ 自己または自己の役員が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
 - ホ 自己または自己の役員が自らまたは第三者を利用して、相手方に対し暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求を行い、相手方の名誉や信用を毀損すること、または相手方の業務を妨害すること
- (2) お客さまおよび当社は、(1)イからホに該当する事実が判明した場合には、相手方に直ちに通知するものといたします。
- (3) お客さまおよび当社は、相手方が本条の規定に違反した場合には、何らの通知催告を要せず、直ちに電気需給契約の全部または一部を解約することができるものといたします。
- (4) お客さまおよび当社は、相手方が本条の規定に違反したことにより損害を被った場合、相手方に対し、当該損害について電気需給契約に基づく損害賠償を請求できるものといたします。

附則

第1条 本約款の実施期日

本約款は、2025年1月1日から実施いたします。

第2条 供給電圧と計量電圧が異なる場合の取扱い

供給電圧と異なった電圧で計量する場合の使用電力量および最大需要電力は、託送供給等約款に定めるところにより計量された使用電力量および最大需要電力を、供給電圧と同位にするために原則として3%の損失率によって修正したものといたします。

第3条 供給電圧についての特別措置

供給電圧については、一般送配電事業者の供給設備の都合でやむをえない場合には、当分の間、本約款の規定にかかわらず標準電圧3,000ボルトまたは標準電圧30,000ボルトで供給することがあります。この場合において、料金その他の供給条件は、次によります。

- (1) 標準電圧3,000ボルトで供給する場合には、標準電圧6,000ボルトで電気の供給を受ける場合に準ずるものといたします。
- (2) 標準電圧30,000ボルトで供給する場合には、標準電圧20,000ボルトで電気の供給を受ける場合に準ずるものといたします。

第4条 本約款および標準料金表等の実施にともなう切り替え措置

本約款または標準料金表等の実施の日を含む料金算定期間の料金の算定にあたっては、第16条（料金の算定）および第17条（日割計算）に準じて日割計算を行ない、料金を算定いたします。